

## ○令和2年度事業計画

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生からまもなく9年が経過しますが、今なお、採草放牧地の除染や汚染された稲わら・堆肥の処理など放射能汚染への対応等が遅れている状況です。風評被害等による本県畜産流通品の価格低迷は、現在も続いており、生産資材の高止まりと相俟って畜産経営を厳しいものとしています。

畜産業については、畜産物の生産のみならず、加工、流通、衛生、環境など関連産業とともに、良質な動物性蛋白質を供給するという社会に不可欠な産業として、県民生活の向上に大きく貢献しています。

平成30年12月30日にTPP11が発効、またEUとのEPA経済連携協定、日米貿易協定の発効のより、自由貿易体制による農畜産物の輸入拡大は、様々な面で大きな影響が出ることが懸念されます。

県内畜産業を守り、維持・発展させるため、県、国に対して万全の対策を講じるよう関係団体と一体となり、万全の予算措置を行い、畜産物の経営安定・安定供給対策に向け、より一層の競争力強化の対策を講じる必要があることから、引き続き強く求めていくとともに、協会としましては、家畜衛生対策、価格安定対策及び家畜改良事業等が円滑に実施できるよう尽力して参ります。

令和2年度の事業につきましては、関係機関・団体と連携を図り、畜産農家の経営安定のため畜産経営技術向上支援や肉用牛肥育経営安定交付金制度及び肉用子牛生産者補給金事業等の価格安定事業、家畜伝染病の防疫・衛生対策事業等を円滑に進めるとともに、風評の払拭並びに本県畜産物の安全性のPR等を行うなど消費者への理解醸成に努めます。

### 1. 畜産経営・技術向上支援事業

#### (1) 畜産経営技術高度化指導事業及び畜産経営技術指導等推進事業

畜産農家等に対し、畜種別の経営管理や生産技術等に関する支援等を実施するほか、畜産関係団体連絡協議会を開催し、畜産関係団体の連絡調整及び畜産経営に係る情報を交換し畜産技術の普及活動を行う。

また、畜産コンサルタントの資格を有する職員等が、県内の畜産農家等に対する支援、助言等を行うとともに畜産担い手の育成確保、地域畜産の活性化を図る。

【事業の財源】 県補助金（定額）・地方競馬全国協会補助金（定額）

《令和2年度計画》

- 1) 畜産関係団体連絡協議会開催 2回
- 2) 畜産経営分析支援システムの活用による経営管理支援 随時
- 3) 女性ネットワーク情報交流推進 3回
- 4) 支援・指導畜産農家戸数 5戸

(2) 畜産特別資金推進指導事業

畜産特別支援資金融通補助事業（大家畜活性化資金、大家畜・養豚緊急支援資金）の適正かつ円滑な推進を図るとともに、当該資金借受者の経営改善を促進するため、借受農家及び融資機関に指導、助言を行い、経営再建を支援する。

【事業の財源】中央畜産会補助金（定額）

《令和2年度計画》

- 1) 畜産経営改善指導推進協議会の開催 2回
- 2) 対象農家の計画作成指導並びに計画達成指導の実施 5戸

(3) 肉用牛経営安定対策補完事業

担い手の高齢化等に対応し、肉用牛ヘルパー利用組合等が実施する活動や地域における優良繁殖雌牛導入に対し助成を行う。

【事業の財源】農畜産業振興機構補助金（定額、1/2）

《令和2年度計画》

- 1) 高齢者等の肉用牛ヘルパー利用の推進 7団体
- 2) 優良繁殖雌牛の増頭補助団体数及び頭数 5団体 120頭

(4) 畜産女性経営者育成強化事業〔畜産女性経営者の地域育成支援事業〕

畜産業に携わる女性の社会的地位の向上や食育活動を中心とした視察研修等を通じ、畜産女性のスキル向上に向けた取組みを推進する。

【事業の財源】中央畜産会委託費（定額）

《令和2年度計画》

東北グループ交流会、勉強会、意見交換会並びに食育講座等の開催 3回

(5) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）

省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産

基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図るため、地域の収益性向上に必要な機械のリース導入及び家畜導入に対して支援する。

【事業の財源】 中央畜産会委託費（定額）

《令和2年度計画》

- 1) 事業推進会議等の開催
- 2) 事業参加要望書の協議、取りまとめ等事務
- 3) 現地調査等の実施

(6) 畜産経営体生産性向上対策事業及び酪農労働省力化施設等緊急整備対策事業

酪農家や肉用牛農家の労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置の導入や労働負担軽減に資する省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備等を支援するとともに、将来にわたる地域酪農の安定的発展に資するための取組を支援する。

【事業の財源】 中央畜産会委託費（定額）

《令和2年度計画》

- 1) 事業推進会議等の開催
- 2) 事業参加の申請書等の取りまとめ事務
- 3) 現地調査等の実施

(7) 畜産近代化リース協会貸付等指導事業

畜産近代化リース協会から最終貸受者に貸付された機械・施設の利用状況確認調査を行うとともに事業推進を図る。

【事業の財源】 畜産近代化リース協会受託金

《令和2年度計画》

利用状況確認及び管理指導の実施

【事業の財源】 中央畜産会受託金

(8) 畜産GAP拡大推進加速化事業

地域の農場指導に取り組む指導員を育成するため、JGAP農場指導員基礎研修会への派遣を行う。

【事業の財源】 中央畜産会受託金

《令和2年度計画》  
研修会への派遣等

## 2. 情報発信・交流事業

### (1) 機関紙の発行

機関紙「畜産福島」を発刊し、県内外の関係機関及び畜産関係団体に向けて畜産技術の普及活動や復興等に関する情報発信を行う。

《令和2年度計画》

発行部数 年6回 1,200部/回

### (2) 畜産関係団体調整機能強化事業

県内畜産農家(女性)を対象に技術向上、担い手としての意識の高揚等を図るため、「うつくしま福島畜産mother'sクラブe-EN」の各種活動や意見交換会等を開催するとともに県産畜産物の安全性のPR等を行う。

【事業の財源】中央畜産会受託金

《令和2年度計画》

- 1) イベント開催 3回
- 2) 意見交換会 1回

## 3. 家畜衛生事業

### (1) 予防接種事業

ア 家畜伝染病発生予防のための予防接種事業

家畜伝染病の発生及び流行防止のため、国・県の指導のもと、生産者・市町村・関係団体及び地区家畜衛生推進協議会による防疫体制の強化を図り、指定獣医師による家畜伝染病予防接種事業の円滑な推進を行う。

【事業の財源】予防接種生産者負担金

《令和2年度計画》

予防接種名	実施頭数
豚丹毒(生)	550
流行性脳炎・豚パルボ(混)	110

牛伝染性鼻気管炎（5混）	10,260
牛伝染性鼻気管炎（6混）	190
牛ヘモフィルス感染症	10,250
アカバネ病	15,370
牛下痢症（5混）	200
流行性脳炎（馬）	200
馬インフルエンザ	400

#### イ 育成馬予防接種推進事業

馬飼養形態の多様化及び頻繁な移動時の実態を踏まえ、育成場及び生産地の繁殖牝馬について予防接種の徹底を図り、生産地における馬防疫を推進する。

#### 【事業の財源】 育成馬等予防接種推進事業

《令和2年度計画》

対象疾病：馬インフルエンザ

#### (2) 自衛防疫強化総合対策事業

県内の畜産農家を対象として、経済的に大きな被害を与えるアカバネ病の発生を予防するためワクチン接種に伴う獣医師技術料を助成する。

#### 【事業の財源】 福島県補助金（定額）

《令和2年度計画》

アカバネ病 15,370頭

#### (3) 牛疾病検査円滑化推進対策事業

牛海綿状脳症（BSE）の清浄性をより正確に把握し、BSEの防疫対策を検証するとともに、「牛海綿状脳症対策特別措置法」に基づき、96ヵ月齢以上の死亡牛等の検査と適正処理の推進を図るため、畜産農家に対して輸送費用等を助成する。

#### 【事業の財源】 国補助金（定額、1/2）

《令和2年度計画》

死亡牛取扱 96ヵ月齢以上死亡牛等（48ヵ月齢以上で歩行困難・起立不能を呈した牛を含む） 450頭

(4) 家畜防疫互助基金支援事業（互助基金：平成30年度～令和2年度）

口蹄疫等の海外悪性伝染病が万一発生した場合の畜産経営への影響を緩和するため、家畜の淘汰に伴う損失や経営再開に向けた家畜導入資金並びに死体処理費用等を互助補償するための制度への加入推進を図る。

【事業の財源】 農畜産業振興機構補助金（定額）

《令和2年度計画》

- 1) 契約締結の推進
- 2) 対象疾病：口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚熱、豚熱

(5) 家畜生産農場衛生対策事業

牛のヨーネ病、白血病、牛ウイルス性下痢・粘膜病、アカバネ病の清浄化、感染拡大防止対策等を推進し、家畜の損耗防止を図る。

【事業の財源】 国補助金（定額、1/2）

《令和2年度計画》

- 1) 牛ヨーネ病の防疫対策
- 2) 牛白血病の感染拡大防止対策
- 3) 牛ウイルス性下痢・粘膜病の防疫対策
- 4) 牛アカバネ病の流行防止対策

(6) 馬飼養衛生管理特別対策事業

馬の飼養衛生管理体制の総合的な整備を図るため、体制整備委員会、講習会及び実態調査を行う。

【事業の財源】 中央畜産会受託金

《令和2年度計画》

- 1) 整備委員会の開催
- 2) 講習会の開催
- 3) 実態調査の実施

(7) 家畜防疫・衛生指導対策事業

地域伝染病発生時の対応を支援するため、県推進会議を開催するとともに、生産段階における防疫演習を行うなど地域の自衛防疫体制の充実強化を図る。

【事業の財源】中央畜産会受託金

《令和2年度計画》

- 1) 県推進会議開催 1回
- 2) 防疫演習の開催 1回
- 3) 馬防疫強化推進事業等

#### 4. 家畜改良事業

##### (1) 凍結精液・凍結受精卵供給事業

肉用牛及び乳用牛の資質改良に資するため、県及び関係団体と連携し、優良な凍結精液・受精卵の円滑な供給を行う。

【事業の財源】家畜改良事業販売手数料収入

《令和2年度計画》

県内の畜産農家から需要が多い県基幹種雄牛及び家畜改良事業団の凍結精液や受精卵について各地域サブセンターを通じて畜産農家へ提供する。

- 1) 凍結精液供給  
肉用牛 8,500本・乳用牛 500本
- 2) 受精卵供給 20個（県種雄牛受精卵）

##### (2) 産肉能力平準化促進事業

家畜改良事業団から委託を受け、全国レベルでの肉用牛産肉能力の平準化を迅速に向上させることを目的に調整交配を実施する。

【事業の財源】家畜改良事業団受託金

《令和2年度計画》

調整交配計画頭数 28頭

#### 5. 家畜市場管理運営事業

##### (1) 家畜市場管理運営事業

公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保するため、当協会が所有する福島県家畜市場施設を市場開設者の利用に供し、家畜のせりが円滑に運営できるよう適切な維持管理業務を行う。

【事業の財源】施設利用料収入等

《令和2年度計画》

畜種	区分	開設者	回数	日数
肉用牛	子牛	全農県本部	24	24
	成牛		12	12
乳用牛	子牛	全農県本部	12	12
	子牛	県酪農協	12	12
	成牛		4	4

(2) 家畜市場の施設整備

家畜市場の暑熱対策、衛生対策及び改装するなど、利便性の向上のための施設整備等を行い、家畜取引の活性化を図る。

【事業の財源】施設利用料収入等

《令和2年度計画》

- 1) つなぎ場の扇風機設置
- 2) 入場門のシャワーゲート設置
- 3) 洋式トイレへの改装

6. 価格安定事業

(1) 肉用子牛生産者補給金制度（第7業務対象年間 令和2年度～6年度）

肉用子牛価格安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格、合理化目標価格を下回ったときに、当協会と肉用子牛生産者補給金契約を締結した肉用子牛の生産者に対し生産者補給金を交付する。

また、肉用子牛生産者補給金交付業務の高度化及び同制度の適正な実施体制の確保を図るための調査指導事業、肉用子牛取引情報等の収集及び指定協会の運営体制の強化に努め、肉用子牛生産の安定及び肉用牛経営の安定を図る。

【事業の財源】農畜産業振興機構補助金（定額）

《令和2年度計画》

1) 保証基準価格と合理化目標価格

品種区分	保証基準価格(円)	合理化目標価格(円)
黒毛和種	541,000	429,000
褐毛和種	498,000	395,000
その他の肉専用種	320,000	253,000
乳用種の品種	164,000	110,000
乳用種との交雑種	274,000	216,000

2) 個体登録計画頭数

品種区分	個体登録頭数(頭)
黒毛和種	11,000
褐毛和種	10
その他の肉専用種	100
乳用種の品種	200
乳用種との交雑種	5,000

3) 個体登録1頭当たりの積立金等及び負担区分 (単位:円)

品種区分	生産者積立金	負担区分			手数料 (生産者負担)
		国 (1/2)	県 (1/4)	生産者 (1/4)	
黒毛和種	1,600	800	400	400	800
褐毛和種	6,000	3,000	1,500	1,500	800
その他の肉専用種	18,800	9,400	4,700	4,700	800
乳用種の品種	6,800	3,400	1,700	1,700	800
乳用種との交雑種	3,200	1,600	800	800	800

(2) 肉用牛肥育経営安定交付金制度

(第1業務対象年間 平成30年12月30日～令和4年3月31日)

肉用牛肥育経営の安定を図るため、収益が悪化した場合に、生産者の拠出した基金と国の交付金から、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、差額の9割を交付する。

【事業の財源】 農畜産業振興機構委託費

《令和2年度計画》

1) 品種区分

- ア 肉専用種:黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、アングス種、ヘレフォード種、その他国内で肉生産を主たる目的にしている牛
- イ 交雑種:肉専用種と乳用種の交雑種
- ウ 乳用種:ホルスタイン種、ジャージー種など

2) 個体登録

生産者申込期間:生後満6ヶ月齢から満14ヶ月齢迄の牛

3) 販売の報告

報告期間:牛を販売した日が属する四半期の翌月の15日迄

#### 4) 補填金交付対象牛

期限迄に生産者負担金が納付されている牛

満 17 か月齢以上で、県内において8ヶ月以上肥育され、販売が確認された牛

#### 5) 個体登録牛1頭当たりの負担金

品種区分	生産者負担金 (円)	手数料 (生産者負担) (円)
肉専用種	13,000	500
交雑種	17,000	500
乳用種	19,000	500

#### 6) 肥育安定基金造成見込頭数

(単位：頭)

区 分	肉専用種	交雑種	乳用種	計
令和2年2月～ 令和3年1月	9,000	5,300	200	14,500

### 7. その他の事業（相互扶助等事業）について

#### (1) 草地改良等推進事業

草地関係資材等の斡旋を行う。

#### (2) 養蜂の振興及び家畜人工授精師の資質向上等に関連する事業

福島県養蜂協会並びに福島県家畜人工授精師協会の業務に関する受託事務を行う。

#### (3) 損害賠償対策事業

東京電力福島第一原発事故に伴う農畜産物の出荷停止や風評被害等による農家損害の請求手続等を迅速かつ適切に行うため、福島県農業協同組合中央会等の農畜産関係団体で構成されているJAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会を窓口、東電に対する畜産農家等の損害賠償請求とりまとめ事務を行う。